

宮労発基 0220 第 2 号
令和 7 年 2 月 20 日

登録教習機関の代表者 殿

宮 城 労 働 局 長
(公印省略)

技能講習修了証等の偽造に係る情報提供について

日頃から、労働行政の推進に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、千葉労働局管内において下記のとおり技能講習修了証等の偽造に係る事案が把握されましたので情報提供いたします。

講習科目の受講の一部免除等における資格証の確認の際に注意していただくとともに、無効な修了証を認めた場合には直ちに当局あて連絡をお願いいたします。

記

1 事案の概要

株式会社種子島（本社：千葉県木更津市）は、登録教習機関としての登録を受けておらず、実際に安全・衛生に係る講習を実施することなく、無効な技能講習修了証を少なくとも 200 枚以上発行していた。また、特別教育についても修了証を発行していた。

2 判明している無効な技能講習修了証等の名称（種類）

- (1) 床上操作式クレーン運転技能講習修了証
- (2) 玉掛け技能講習修了証
- (3) フォークリフト運転技能講習修了証
- (4) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (5) ガス溶接技能講習修了証
- (6) 酸素欠乏危険作業特別教育
- (7) アーク溶接特別教育
- (8) フルハーネス特別教育
- (9) 研削砥石特別教育
- (10) 粉じん特別教育



3. 本件無効な修了証の見分け方

法人名が株式会社種子島であることと、登録教習機関で発行するものは「技能講習修了証」と記載されていますが、本件無効な修了証は「技能講習終了証明書」と記載されている場合がほとんどであること。(一部「修了証」と記載されているものもある。)

無効な技能講習修了証の例

表面

修了証ではない

技能講習終了証明書

氏名 [REDACTED]
生年月日 平成 [REDACTED]
現住所 [REDACTED]

顔写真

発行日 令和05年08月23日

株式会社種子島
(本社) 千葉県木更津市 4-1-2F
能力開発センター 滋賀県米原市 [REDACTED]
電話番号0438 [REDACTED]

法人名等 株式会社種子島

裏面

床上海上操作式クレーン	SK [REDACTED]	令和05年08月23日

注意事項

1. 本修了証は大切にし、作業中は必ず携帯すること。
2. 本修了証を紛失し、又は損傷した時は再交付を受けること。
3. 満18歳の誕生日より有効。

備考

